

JMRC全国協議会専門委員会規程

第1条 (目的)

JMRC全国協議会専門委員会(以下専門委員会という)は、JMRC全国協議会(以下JMRC全国という)の下にあって、各JMRCの連絡・調整・融和・相互扶助を図り、JAFモータースポーツ機構との関連のもとに、我が国のモータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

第2条 (専門委員会の設置)

専門委員会は次の通りとする。

1. 振興事業委員会
2. 共済委員会
3. 広報委員会

第3条 (任務)

第2条に定める各委員会は、JMRC全国の付託を受けて、次の任務を行う。

1. 振興事業委員会
 - 1) JMRC全国並びに各JMRCの目的に沿う振興事業の策定及び研究。
 - 2) JAF及び関係団体への提言等の調査及び立案の総括。
 - 3) 上記に関連する事項。
2. 共済委員会
 - 1) 全国共同共済事業にかかわる方針・調査・研究等の策定。
 - 2) 全国共同共済事業の統括及び運営に係る事項。
 - 3) 上記に関連する事項。
3. 広報委員会
 - 1) JMRC全国の方針・活動・事業等に係る、対外的広報並びに宣伝活動の方針の策定。
 - 2) 広報・宣伝資料等の製作に係る研究及び立案。
 - 3) 上記に関連する事項。

第4条 (構成、委員及び任期)

各専門委員会は、JMRC全国協議会会則第19条に従って構成され、また各委員長は同会則第13条に則り選出する。

委員の任期は毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。但し、重任を妨げない。欠員の補充、又は増員によって就任した委員の任期は、他の同職の委員の任期と同時に終了する。但し、任期終了後も、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

第5条 (会議)

専門委員会は当該専門委員長が召集し議長となり、議事の進行を司る。

第6条 (作業部会の設置)

専門委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。作業部会の構成は、専門委員以外の者でもその構成員となることができる。

作業部会に関する作業及び運営については、当該部会長が当該専門委員会の議を経てこれを定める。また、外部への発信文書については、事務連絡文書を除き、JMRC全国の了承を得た上で、専門委員長を発信者として発信すること。

第7条 (議事録)

JMRC全国協議会会則第20条に則り、同会議長が専門委員会議事録に署名し、原本を保存し、写しを各会員に配布する。

作業部会議事録については、当該専門委員長が署名し、原本を保存し、写しを各会員に発信する。

第8条 (事務局)

各専門委員会の事務は、当該専門委員長あるいは委員長の委任を受けた者が取り扱う。

作業部会を構成する場合の事務局は、当該専門委員会が決定する。

第9条 (本規定の改定)

本規定の改定は、JMRC全国の決議による。

以上